

日本映画大学教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神奈川映像学園（以下「学園」という。）が設置する日本映画大学（以下「本学」という。）において、教育研究の活性化、多様な人材の確保及び組織運営の適正化を図るため、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「教員任期法」という。）に基づき、本学の教育職員の任期に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、教員任期法第4条第1項に基づき任期を定めて任用される教員（以下「任期付教員」という。）に適用する。

2 教員任期法の適用を受けない任期付教員の任期の取扱いについては、この規程を適用せず、別に定める。

(定義)

第3条 この規程において「任期付教員」とは、学校法人神奈川映像学園就業規則（含教職員任用）第3条第2項に定める教員任期法に基づき任期を定めて雇用される教員のうち前条に定める教員をいう。

(任期を定めて任用することができる職)

第4条 学園は、教員任期法第4条第1項の規定に基づき、任期付教員を任期を定めて任用するものとする。

2 前項に基づき任期を付すことができる任期付教員の組織及び職名は、別表に定めるとおりとする。

(任期)

第5条 任期付教員の任期は別表に定めるとおりとする。

2 前項の任期は、採用時又は再任時に個別の雇用契約書（別紙様式1）に明示する。

3 任期は、採用された日（職位変更の場合はその変更日）を起算日とし、別表に定める期間の満了する日の属する年度の末日（3月31日）をもって満了するものとする。ただし、年度の途中で採用された場合の初回任期は、採用日から当該年度末までの期間とすることができる。この場合、次期以降の任期は、別表に定める期間を適用する。

4 任期を満了した任期付教員は、再任された場合を除き、任期満了日をもって退職する。

(再任)

第6条 前条の規定により任用された教員は、教育研究上の必要があり、かつ勤務成績その他の事情を勘案して適当と認められるときは、再任されることがある。

2 再任の可否を判断するに当たっては、当該教員の任期の開始から、任期満了までの

間の業績審査及び将来計画についての意見審査を行うものとする。

3 前項の審査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究・作品に関する事項
- (3) 本学の管理運営及び社会等への貢献に関する事項
- (4) 教育・研究等への取組み姿勢等、将来計画に関する事項

4 再任の可否の判断は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

5 学園は、再任しないことを決定したときは、任期満了日の少なくとも 30 日前までに、本人にその旨を通知するものとする。

(職位変更時の取扱い)

第7条 任期付教員が任期中に他の職位に就く場合には、従前の任期は当該職位変更の日の前日に終了し、新たな任期は当該職位について改めて定める。

2 前項の場合には、変更後の職位及びその任期を雇用契約書(別紙様式1)に明示する。

(採用時及び再任時の同意)

第8条 学園は、任期付教員を採用し、再任し、又は任期付教員として職位変更を行う場合には、あらかじめ、当該教員となる者又は当該教員に対し、任期を付する旨、任期の始期及び終期又は再任の有無その他必要な事項を雇用契約書(別紙様式1)により明示し、同意書(別紙様式2)をもってその同意を得るものとする。

2 前項の同意は、採用時、再任時又は職位変更時ごとに得るものとする。

(無期労働契約への転換)

第9条 任期付教員の期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換については、労働契約法及び教員任期法その他関係法令の定めるところによる。

2 本規程の適用を受ける任期付教員については、教員任期法第7条第1項の規定に基づき、労働契約法第18条第1項の通算契約期間は10年とする。

3 任期付教員は、無期労働契約への転換を希望する場合には、書面(別紙様式3)により申込みすることができるものとする。この場合において、当該申込みをした任期付教員の労働契約は、現に締結している労働契約が満了する日の翌日から無期労働契約となる。

4 学園は、前項の申込みがあった場合は、書面(別紙様式4)により受理したことを通知する。

5 学園は、無期転換申込権が発生する更新時に、法令の定めるところにより、無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件を明示するものとする。

6 無期労働契約へ転換した場合の労働条件は、現に契約している有期労働契約の労働条件と同一(労働契約の期間を除く。)とする。但し、当該教員の同意を得た場合は

この限りでない。

7 無期労働契約へ転換した者については、この規程の任期満了による退職に関する定めは適用せず、退職の取扱いは適用される任期付教員勤務規程又は特任教員規程の定めるところによる。

(規程の適用)

第10条 この規程に定めのない事項は、別表に示す学内関連規程において定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、あらかじめ学長の意見を聴いて、常勤理事会の議を経て、理事会が行う。

(公表)

第12条 この規程を制定又は改廃したときは、本学ホームページ等により公表するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長の意見を聴いて、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条及び第6条関係）

対象職位名	所属組織	身分	任期	更新に関する事項	学内関連規程
教授	映画学部 映画学科	専任教員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	任期付教員勤務規程
准教授	映画学部 映画学科	専任教員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	任期付教員勤務規程
講師	映画学部 映画学科	専任教員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	任期付教員勤務規程
助教	映画学部 映画学科	専任教員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	任期付教員勤務規程
助手	システム センター	専任教員 (任期あり)	3年	再任は妨げない。	任期付教員勤務規程
特任教授	映画学部 映画学科	非常勤教員	1年	必要な期間、更新可能とする。	特任教員規程
特任准教授	映画学部 映画学科	非常勤教員	1年	必要な期間、更新可能とする。	特任教員規程
特任講師	映画学部 映画学科	非常勤教員	1年	必要な期間、更新可能とする。	特任教員規程
特任助教	映画学部 映画学科	非常勤教員	1年	必要な期間、更新可能とする。	特任教員規程

別紙様式 1

日本映画大学任期付教員雇用契約書

学校法人神奈川映像学園（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、日本映画大学教員の任期に関する規程（以下「任期規程」という。）第4条に基づき、次のとおり契約を締結する。※1

（任期付雇用）

第1条 甲は、乙の承諾のもと、乙を日本映画大学の として任期を定めて雇用する。

（任期）

第2条 乙の任期は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とする。

2 前項の任期は、任期規程の定めるところにより、更新することがある。

（業務の内容）※2

第3条 乙は、次の業務に従事する。

(1)当該コースに関する授業及び実習指導

(2)教授会その他教員として必要な業務

(3)委員会等への参画、入試業務、その他大学運営に関する業務

（給料）

第4条 乙の基本給は、月額 円とする。

（労働条件）※3

第5条 第1条から第4条に定めるほか、乙の労働条件に関する事項は、日本映画大学任期付教員勤務規程の定めるところによる。

（協議）

第6条 甲及び乙は、両者間の労働関係に関する事項について紛争が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

2 甲及び乙は、裁判所で行われる手続きを利用して前項の紛争を解決しようとする場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的な所管裁判所とすることに合意する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名（署名）押印の上、各1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30
学校法人神奈川映像学園
理事長

⑨

乙 住所

氏名

㊦

- ※1 契約締結には採用、再任や職の変更時を含み、採用だけでなく、再任、職の変更時にも交付する必要がある。
- ※2 第3条に定める業務の内容は専任教員（任期あり）に適用し、特任教員にあっては、当該業務内容を適用する。助手にあっては授業を担当しない。
- ※3 第5条に定める任期付教員勤務規程は専任教員（任期あり）に適用し、特任教員の場合には特任教員規程に変更し適用する。

別紙様式 2

同意書

元号 年 月 日

学校法人神奈川映像学園

理事長 殿

(本人氏名)

㊟

私は、日本映画大学映画学部就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）第4条第1項及び日本映画大学教員の任期に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されることに同意します。

なお、私の都合により、任期途中で退職する必要があるときは、遅滞なく理事長に申し出ます。

記

元号 年 月 日から元号 年 月 日まで

以上

※第4条による任用には採用、再任、職の変更を含みます。

別紙様式 3

無期労働契約転換申込書

申請日 元号 年 月 日

学校法人神奈川映像学園理事長 殿

申込者 所属
氏名 ④

私は、労働契約法第18条その他関係法令に基づき、当該期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約の締結の申込みをします。

有期労働契約の記録

元号〇年〇月〇日 ~ 元号〇年〇月〇日
元号〇年〇月〇日 ~ 元号〇年〇月〇日
元号〇年〇月〇日 ~ 元号〇年〇月〇日
元号〇年〇月〇日 ~ 元号〇年〇月〇日

申込受付 元号 年 月 日

上記申込について受理し、別紙のとおり無期労働契約転換申込受理通知書を交付してよろしいか伺います。

理事長	学 長	学 部 長	事務局長	総務部長

別紙様式 4

無期労働契約転換申込受理通知書

元号 年 月 日

〇〇〇〇 殿

学校法人神奈川映像学園

理事長

〇〇〇〇④

元号 年 月 日に申込みのあった無期労働契約転換申込書について受理しましたので、通知します。

(受理年月日 元号 年 月 日)